

熱中症判例から学校事故を考える

—安全管理の構築を目指して—

保健体育科 堀田 景子

部活動中の事故に関する判例は、学校事故に関する判例の中でも難解な分野を占めるとされている。本研究では、部活動中におきた熱中症の事故によって、注意義務違反（安全配慮義務違反）があったとして、「損害発生の予見可能性があるのにこれを回避する行為義務を怠った」過失、つまり、予見義務と結果回避義務のいずれかの違反があったときに過失が認定された判例を分析し、予防策や結果回避の手段を講じるための資料としたい。

熱中症の発症は生徒の生命を脅かす重大な危険があるため、判例の多くは、熱中症の発症がいつかを問い、その発症を認識した時点で適切な応急処置や医療機関への搬送をするべき注意義務があったとする。そして、これらの判例は、日本体育協会から出されている熱中症ガイドブックや環境省の熱中症環境マニュアルによる熱中症の応急措置等を基準としたり、引用をしているものが多く、これらのガイドブックやマニュアルの指針に従って応急処置や救急搬送することが注意義務としては重要であるといえる。学校や顧問の対策としては、ガイドブックやマニュアルをいつでも誰もが見られるようにしておくこと、各種目の協会からのガイドラインを顧問は認識しておくこと、新しい情報や判例の判断を教職員に流せるようなシステムを作ること、一定の温度や湿度以上になったことを、顧問や部員が知覚できる体制にしておくこと、夏季は特に冷却装置（製氷器等）を常時準備しておく、いつでも誰もが使えるようにしておくことが必要だろう。

<キーワード> 熱中症 判例 注意義務 予見義務 結果回避義務 熱中症ガイドブック 熱中症環境マニュアル

1 はじめに

部活動中の事故に関する判例は、学校事故に関する判例の中でも難解な分野を占めるとされている。その原因の一つは、課外クラブ活動の法制が不明確なところにあること、また、判例が萎縮しないクラブ活動の在り方と被害者救済との狭間に立って多種多様な具体的安全配慮義務の価値基準を統一的に把握しかねているところにあると分析される¹⁾。課外活動の法制を不明確にしている理由の一つとしては、学習指導要領における部活動や課外クラブ活動の扱いが変遷していることもその理由と考えられる。平成元年の学習指導要領改訂までは、特別活動の内容として週一回行うクラブ活動が位置づけられていた。また、同年の改訂で、中学校、高等学校ともにクラブ活動の時間を授業に組み込まなくても教育課程外活動の部活動をもって代替できることになった。そして、現在の新学習指導要領では、部活動については、「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるように留意すること」と、中学校、高等学校ともに教育課程と関連づけることが初めて記載された²⁾。このような背景もあって、判例も様々な立場をとっている。

新学習指導要領の中で、部活動は生徒の自主的、自発的な参加により行われるとされている一方で、学校教育の一環としてという側面もあるため、中学校、高等学校の教員の多くは、競技経験の有無に関

ならず部活動顧問として指導や引率を行っている。さらに、学校現場に鑑みると、当該スポーツ種目に対して必ずしも専門的な経験を有しない教師であっても部活動の顧問に就かざる得ない可能性は十分ある。平成 26 年度の日本体育協会「学校運動部活動指導者の実態に関する調査」では、教科のいかに関わらず、担当部活動の競技未経験者は中学校で 45.9%、高等学校では 40.9%である³⁾。この結果を踏まえると、現在部活動の指導にあたっている顧問の半数近くがその競技の経験や知識による危険性の判断や専門性の理解が十分でないまま指導や大会の引率に立ち会わなければならない可能性もある。その場合においても、競技団体が研修や講習会を開催する競技も多いが、必ずしも全ての競技や全ての教員にその機会が与えられるわけではない。

そこで、部活動中の事故において様々な立場をとる判例が示す注意義務や予見可能性はどの程度指導や引率にあたる教員に求められるのかを知り、その安全性を確保するための手段や対策を講じておくことは生徒の安全確保や学校安全のためにも非常に重要であると考え。本研究では、スポーツ事故の中でも個別の競技種目ではなく、多くの種目で発生する熱中症について検討をする。熱中症は、高齢者に最も多いが、15 歳から 19 歳にも一つの山がありそのほとんどがスポーツ活動中の事故である。また、学校管理下において 1960 年から 2011 年の 52 年間に熱中症の死亡事故は 189 件あり、死亡には至っていないが、治療請求は年に 2000~4000 件あるとされている⁴⁾。しかし、熱中症は適切な予防法を知っていれば防ぐことができ、また適切な応急手当により救命できるとされている⁵⁾。近年、中学校および高等学校の部活動中におきた熱中症の事故によって、顧問の注意義務違反（安全配慮義務違反）があったとして、「損害発生の予見可能性があるのにこれを回避する行為義務を怠った」過失、つまり、予見義務と結果回避義務のいずれかの違反があったとして過失が認定された判例を分析し、予防策や結果回避の手段を講じるための資料としたい。

2 顧問の注意義務について

学校事故は法令用語ではない。そのため、用いられかたは多様であり、その範囲や内容も異なる⁶⁾。本研究では、学校事故とは、学校教育活動およびそれと密接な関連を有する活動に伴って、児童・生徒等が負傷し、あるいは死亡するという事故⁷⁾を定義として用いる。

学校事故に関して、教師は、児童生徒に対して万全を期すべき注意義務を負うという点で、判例も学説も一致している⁸⁾。注意義務の範囲については、学校の教育活動とこれに密接に関連する関係に限定されるという点においても、また程度についても、「万全を期すべき注意義務」という点についてもほぼ一致している。そして、この注意義務の内容は、通常予見される危険への配慮義務、児童生徒等の心身の発達段階に応じた注意義務であり、それを欠いた場合、さらに教員の行動と結果（事故）との間に因果関係が認められる場合に過失が問われることとなる⁹⁾。つまりこのような過失が認定されるか否かは、いかなる注意義務が認められるべきかが大きな問題となるが、この義務の内容や程度は一概にしめすことはできず、種目の特性や対象となる学年や年齢などによっても様々考えられ¹⁰⁾、判例でも意見は異なる。

その中で部活動は、「体育授業とは異なり、生徒が自主的に行うものである」（最判昭和 58 年 7 月 8 日）が、「課外のクラブ活動であっても、それが学校教育の一環として行われるものである以上、その実施について、顧問の教諭をはじめ学校側に、生徒を指導監督し事故を未然に防止すべき一般的な注意義務のあることを否定することはできない」（最判昭和 58 年 2 月 18 日）と解されている。また、いわゆる土佐高校事件では、「教育活動の一環として行われる学校の課外のクラブ活動においては、生徒は担当教諭の指導監督に従って行動するのであるから、担当教諭はできる限り生徒の安全にかかわる事故の

危険性を具体的に予見し、その予見に基づいて当該事故の発生と未然に防止する措置を執り、クラブ活動中の生徒を保護すべき注意義務を負うというものである」（最判平成 18 年 3 月 13 日）として、自然災害である落雷事故に関して予見義務や予見可能性、結果回避可能性を求めたものまであり、比較的予見が難しい事故であっても文献上の記載が多く存在するものについては特に簡単には予見可能性を否定していない立場をとってきたとされる¹¹⁾。そして、この注意義務が尽くされたかどうかは、個々の個人教師の能力ではなく、平均的教師のそれを基準として判断される。平均的教師ならば、問題の危険が予見可能であったか、予見可能であればそれを回避するためにどのような措置をとるべきであったかどうかを想定して、そのような措置がとられていない場合には過失があったと認定される¹²⁾。また、学校の教育計画に組み入れられていて、校長が承認したものであれば、正規の教育活動として認められたものであり、事故に巻き込まれた場合には、例えそれが日曜日であっても「教育課程に基づく授業を受けているとき」として日本学校体育・健康センターの給付の対象として取り扱われる。また、正規の教育活動であるなら、これに従事する教諭は国家賠償法一条一項の「公権力の行使」に当たる公務員であり、（東京高裁昭和 52 年 4 月 27 日）、同法一条により、故意または過失によって与えられた損害に対する賠償責任を地方公共団体が負うことになる。「教員の勤務時間を超えて行われたものであっても、指導担当教師はその職務上の義務としての生徒の生命、身体の安全について万全の注意を払うべき義務を負っている」（熊本地裁昭和 45 年 7 月 20 日）とされている。

3 判例検討

熱中症の発生時期は 7 月と 8 月で 89%を占めるが、気温がそれほど高くなくても起こりうる。また屋外、屋内を問わずどの種目においても発生するが、野球、ラグビー、柔道、サッカー、剣道などに多いとされている¹³⁾。さらに、熱中症発症から死亡までの時間は 6 時間以内が 25%、24 時間以内が 64%と急速に病状が悪化して死に至るケースが多い¹⁴⁾。つまり、熱中症の発症は生徒の生命を脅かす重大な危険があるため、判例の多くは、熱中症の発生がいつかを問い、その発症を認識した時点で適切な応急処置や医療機関への搬送をするべき注意義務があったとする。

判例 1 ラグビー練習中

「遅くとも、3 回目のキックダッシュの 2 本目の終了時の午前 7 時 30 分ころには、自力で歩行することすら出来ず、体に力が入らずぐったりとした状態になり、呼吸も荒く、目も半開きの状態になるなど明らかに異常な兆候をしめしていたのであるから」「遅くとも午前 7 時 30 分頃には熱中症を発症しているおそれを十分に予見ないし認識できた」「この時点において、体温を下げるなどの応急処置をとりながらその容態を観察し、症状の軽減が見られない場合には速やかに医療機関に搬送すべきであった」（神戸地裁平成 15 年 6 月 30 日）

判例 2 ラグビー試合後の練習中

「本件アフター練習をやっていて気分不良があり両足の裏がつるとの訴えがあった」「C が本件練習中に明らかに集中力を欠いていたり、本件アフター練習前にふらつきだしていた」「本件アフター練習中における C の動作、熱中症発症後の容態の急変ぶりからすると、C は本件アフター練習開始の時点で、すでに熱射病の前駆症状ともいえるべき熱疲労の症状に陥っていたことが十分推認できるところ、監督が本件アフター練習を開始するに当たって、改めて部員の体調管理（メディカルチェック）をしたり、十分な休憩をとった節は窺えない」（最判平成 17 年 9 月 16 日）

判例 3 バスケットボール練習中

「意識が朦朧とし、水分の経口投与を受け付けない状態になっていたのであるから、熱中症ガイ

ドブックに従えば、高温などの症状が現れていなくても、その時点で医療機関に搬送すべきであった」「熱中症により失神したときに、適切な応急措置を取らなかった場合には、熱中症が重症化することは容易に予見することができるから、熱中症ガイドブックに従った応急措置を取るべき結果回避義務が存在していることは明らかである」（最判平成 20 年 3 月 31 日）

判例 4 剣道の練習中

「剣道場内において打ち込み稽古をしている途中、少なくとも E が竹刀を落としたままこれに気付かずに、竹刀を構えるしぐさを続け、意識障害が発現した時点において、熱射病（ないしⅢ度熱中症）を発症したものと認められる」「竹刀を落としたのにそれに気付かず竹刀を構える仕草を続けるという E の行動を認識した時点で、E について、直ちに練習を中止させ、救急車の出動を要請するなどして医療機関へ搬送しそれまでの応急処置として必要な冷却措置を取るべき注意義務があった」（最判平成 25 年 3 月 21 日）

4 考察

これらの判例は、熱中症の症状や指針、応急処置の判断に、日本体育協会から出されている熱中症ガイドブックを基準としたり引用をしているものが多い。

熱中症ガイドブックによると、熱中症の類型は熱失神、熱けいれん、熱疲労、熱射病に類型され、特に、熱疲労は脱力感、倦怠感、めまい、頭痛、吐き気などの症状が見られ、スポーツドリンクなどで水分と塩分を補給しても回復しない場合や嘔吐などにより水が飲めない場合は点滴などの医療処置が必要であるとされている。さらに熱射病においては、種々の程度の意識障害がみられ、応答が鈍い、言動がおかしいといった状態から進行すると昏睡状態なり、高体温が持続すると脳だけでなく肝臓、腎臓、肺、心臓などの多臓器障害を併発し、死亡率が高くなるとされている。救命できるかは、いかに早く体温を下げられるかにかかっており、救急車を要請し、速やかに冷却処置を開始するとなっている¹⁵⁾。

さらに、判例の中には環境省からの引用もあり、そこでは熱中症を「暑熱障害による症状の総称」として用い、熱失神は「たちくらみ」、熱けいれんは全身けいれんではなく「筋肉のこむらがえり」とし、熱中症の重症度を「具体的な治療の必要性」の観点からⅠ度からⅢ度に分類している¹⁶⁾。これまで使用されてきた熱けいれん、熱失神、熱疲労、熱射病、日射病などの用語は英語疾患の日本語訳のため、思い描くイメージが異なり、教育、労働、さらに臨床の現場で混乱していることは否めず、重症度や治療法ともむすびつきにくかったため、近年ではこの指標を用いることが多い。実際の学校現場でも熱中症の危険性とその予防策については基礎知識として身につけていたとしても、例えば熱失神でのめまいと熱疲労のめまいの違いなどを正確に分析して、それに合わせてどのような応急処置が必要かなどを瞬時に判断を下すことまでを平均的な教師の基準であるとするといかきか疑問が残る。また、言葉から重症度がイメージしにくいのは確かであり、それによって病院への救急搬送が遅れる可能性も否定はできない。判例も重症度で判断しているものも見られることから、環境省の基準に従って重症度で把握しておく必要があるだろう。この環境省からの基準によると、少しでも意識がおかしい場合には、Ⅱ度以上と判断し病院への搬送が必要としている。病院への搬送前でも重症度を判別できるのは意識障害の認識と推移といわれ、初期の所見を認識することと、Ⅰ度からⅡ度、Ⅲ度へ急速に悪化する過程をとらえておくことが熱中症の重症化阻止の第一の鍵とされる¹⁷⁾。上記判例では、いつもと様子がおかしい程度ではなく明らかに様子がおかしいことが認識されているにもかかわらず、応急の冷却措置や病院への救急搬送をしていなかった例である。熱射病を発症した場合は、発症から 20 分以内に体温を下げることは救命可能性を上げるために重要であるとされており¹⁸⁾、また速やかな処置をすれば後遺症も残らずに完全

に治る疾患で、生死を分ける時間は発症後およそ 30 分程度である（名古屋地裁平成 19 年 9 月 26 日）とも言われていることから、顧問としては上記いずれか基準に照らし、いつもと様子はおかしければ、当日の気温、湿度、本人の体調や個体の特長なども踏まえ熱中症を発症する可能性があるかもしれないという危険を予見し、そうならないようにする手段を速やかに講じることが注意義務となる。さらに、熱中症が窺える状態を認識した時点で、冷却処置および救急車の要請ということも注意義務であり、結果回避義務であるといえる。

しかし、判例でも生徒の体調、疲労度、気温、湿度、通風の状況、稽古の環境を総合的に判断しても過失がなかったとされるもの（福岡高裁平成 18 年 12 月 14 日）や、「暑熱環境下の激しい運動であったというだけでは常に過失が認定されるとはいえない」（名古屋地裁平成 19 年 9 月 26 日）とあるように、判例では一つの状況や個体の特長のみで顧問の過失を認定しているわけではない。特に夏期の部活動での顧問の注意義務としては、①部活動が行われた環境、②暑熱馴化の有無、③練習内容、④休憩や給水の頻度や有無、⑤部活動顧問が認識し得た生徒の体力差、肥満であったか否かを含めた体格差、性格等の生徒の特性を総合考慮して判断すべきであるとしている（名古屋地裁平成 19 年 9 月 26 日）。また、熱中症発症の危険要因として①環境の要因、②個体の要因、③運動の要因に分け、①は高温、多湿、強い直射日光、無風、急激な暑さ、②は体力が弱い、肥満傾向、健康状態および体調が悪いこと、疲労が著しいこと、暑さに馴れていないこと、直射日光を遮らない服装であること、身体の熱を逃しにくい服装であること、さらには、我慢強い、真面目、引っ込み思案の性格である等、③については、ランニング、ダッシュの繰り返しのような強い運動であること、運動を長時間継続すること、水分補給が不十分であることおよび休憩が不十分であることを具体的に示している判例もある（最判平成 17 年 9 月 16 日）。特に、肥満傾向であるという個体要因は環境要因に次いで、学校の健康診断等で認識しやすいものであり、事故例での体力や体調など個人の要因については資料だけでは不明な点が多いが、1990 年から 2011 年の事故例のうち標準体重から 20%を超過している肥満者は 71%にのぼり、熱中症死亡事故に肥満者が多い¹⁹⁾とされていることから、肥満は熱中症発症のリスクファクターであるという認識は顧問に必要な注意義務として求めている（名古屋地裁平成 19 年 9 月 26 日）²⁰⁾。これらを鑑みると、熱中症が起こりうる環境、個体要因（肥満、体調不良、その他疾患）、などを踏まえ、練習計画や時間などは十分に検討し、かつそれを遂行できるような体制や環境作りが事故を未然に防ぐには重要な要因となるだろう。学校事故に関する判例では、過去の同種の事故事例と事故の危険性に関わる文書の存在が指摘されることが少なくないとされることから²¹⁾、熱中症の例で考えると、ガイドブックやマニュアルをいつでも誰もが見られるようにしておくこと、各種目の協会からのガイドラインを顧問は認識しておくこと、新しい情報や判例の判断を教職員に流せるようなシステムを作ること、一定の温度や湿度以上になった場合には、顧問や部員がそれを知覚できる体制にしておくこと、夏期は特に冷却装置（製氷器等）を常時準備しておき、いつでも誰もが使えるようにしておくことが体制作りとしては最低限必要であるだろう。

5 おわりに

部活動の顧問は、現在ほとんどが中学校、高等学校の教員である。教員であれば、平日の時間帯は特に、部活動の時間に会議やその他の業務に携わらなければならない場合も多く、部活動に四六時中付き添うことは非現実的である。判例でも課外クラブ活動は、生徒が自主的に行うものであるから、何らかの事故が具体的に予見できるような特段の事情のない限り、顧問教諭が立ち会い指導監視すべき義務はない」（最判昭和 58 年 7 月 8 日）とする判例もある。また、スポーツには程度の差はあれ危険性が内在

するものであり、判例ではスポーツ等の有している不可避的な危険が顕在化して生じた事故については、避けようのなかった事故として、顧問教諭等に注意義務違反はなかったとされている。しかしながら、学校の教育活動の一環として部活動や課外活動が行われる以上、生徒の安全を確保する義務は負うのであるから、事故を予見できないような場合でも未然に防ぐための手立てや人員配置をしなくてもよいということにはならない。学校管理下の熱中症の事故は、1975年頃から増加し1984年をピークにしてその後はやや減少している。スポーツ活動中の熱中症死亡事故においても同様であり、熱中症予防活動に一定の効果があつたものとされている²²⁾。やはり、広くスポーツ指導者に熱中症対策が認識されていけば、事故の予防に一定の効果があるといえる。熱中症の例だけではなく、競技経験のない顧問が部活動を担当した場合にも、広くその競技の特長や内在する危険性、事故防止の予防策などを周知できる環境があれば、競技経験のなさからくる不安の解消に少しは役立つかもしれない。しかし、これらの対策を全て学校現場だけに課されるのだとしたら、課外活動である部活動そのものが成り立たなくなるだろう。部活動は、生徒の心身の発達に大きく貢献する活動である。学習指導要領でも、スポーツや文化および科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養に資するものであるとしていることから、その効果を期待していると考えられる。そうであれば、十分な体制づくりということが今後の課題となっていくだろう。

参考文献

- 1) 判例タイムズNo.955 127 1998
- 2) 関 喜比彦 問われている部活動の在り方～新学習指導要領における部活動の位置づけ～ 立法と調査 No.291 52-53 2009
- 3) スポーツ庁 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン作成検討委員会 資料2 2017
- 4) 日本体育協会 熱中症ガイドブック解説 35 2013
- 5) 体育活動中の事故防止に関する調査研究協力者会議 学校における体育活動中の事故防止について(報告書) 36 2012
- 6) 渡辺暁彦 学校事故の判例に学ぶ教師のリーガルマインド 滋賀大学教育学部 No. 60 19 2010
- 7) 奥野久雄 学校事故の責任法理 18 2004
- 8) 奥野久雄 学校事故の責任法理Ⅱ 20 2017 判例タイムズNo.955 126 1998
- 9) 渡辺暁彦 学校事故の判例に学ぶ教師のリーガルマインド 滋賀大学研究紀要 19 2010
- 10) 長尾英彦 落雷事故と損害賠償責任-学校の課外活動中の事故を中心に- 中京法学 42 卷1, 2号 11 2007
- 11) 判例タイムズ No.1208 86 2006
- 12) 奥野久雄 学校事故の責任法理Ⅱ 20 2017
- 13) 日本体育協会 熱中症ガイドブック解説 35-37 2013
- 14) 日本体育協会 熱中症ガイドブック解説 38 2013
- 15) 日本体育協会 熱中症ガイドブック熱中症の類型 6-8 2013
- 16) 環境省 熱中症予防情報サイト 熱中症になったときにはⅡ 14-15 2014
- 17) 三宅康史 熱中所の実態調査 -Heatstroke STUDY 2006 最終報告- 日救急医学会誌 19 318 2008

- 18) 最判平成 25 年 3 月 21 日
- 19) 日本体育協会 熱中症ガイドブック解説 38 2013
- 20) 名古屋地裁平成 19 年 9 月 26 日 最判平成 17 年 9 月 16 日 福岡高裁平成 18 年 12 月 14 日
- 21) 秋元秋代司 運動部活動事故防止に関する事例研究-Reason, J の「安全文化」の視点から- 79-80 2017
- 22) 日本体育協会 熱中症ガイドブック解説 32 2013